

令和3年度 第3回竹島問題を考える講座

演題 サンフランシスコ平和条約をめぐる研究の最前線

1951年9月に署名され、翌年4月に発効したサンフランシスコ平和条約で竹島は日本領に残された。ところが、この事実疑問を示し、さらには否定する主張がある。

本講座では、新たに発掘された資料も紹介しながら、これらの主張を検討し、竹島が日本の領土であることを再確認します。

講師 **藤井 賢二 氏**

日本安全保障戦略研究所研究員、島根県竹島問題研究顧問、第5期島根県竹島問題研究会委員

日時 令和3年12月11日〔土〕 午後3時～午後4時30分

場所 島根県民会館 第2多目的ホール（松江市殿町158番地）

主催 島根県総務部総務課

定員 40名（受講料無料・先着順）

【講師紹介】

島根県吉賀町出身。領土問題と漁業問題の双方を視野に入れた日韓関係の研究に取り組んでいる。近著に、「サンフランシスコ平和条約における竹島の取扱いについて」（『島嶼研究ジャーナル』第10巻1号）、「サンフランシスコ平和条約の領土条項と竹島－1951年の交渉経緯を中心に－」（日本国際問題研究所ウェブサイトで公開）がある。

【お申し込み方法】 申込期限：令和3年12月10日（金）

下記申込書を「竹島資料室」宛に、郵送またはFAXでお送りください。

電子メールの場合は「第3回竹島問題を考える講座申込」と明記の上、名前と電話番号を送信してください。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組とお願い】

発熱や咳・咽頭痛など体調不良の方は受講を控えてください。

受講中は必ずマスクを着用してください。

会場には手指消毒用の消毒液を用意し、定期的に会場内の換気を行います。

定員は会場収容人数の半以下とし、隣席との身体的距離を確保（1席空ける）します。

そのほか感染拡大防止の取組を進めるため、業種別ガイドラインに従った取組を行います。

【申し込み先・問い合わせ先】

島根県総務部総務課 竹島資料室 〒690-8501 松江市殿町1番地 県庁舎第3分庁舎

〔TEL〕0852-22-5669 〔FAX〕0852-22-6239 〔E-mail〕takeshima-shiry@pref.shimane.lg.jp

キリトリ

令和3年度 第3回「竹島問題を考える講座」申込書		
（ふりがな） 名 前		電話番号
次回講座案内 （どちらかに○）	不要・要	<送付先> 〒

※提供していただいた個人情報につきましては、考える講座開催のみに利用します。